

農業用ため池を

所有・管理している皆様へ

「農業用ため池の管理 及び保全に関する法律」 について

- 農業用ため池の所有者や管理者の方は、池の所在地、所有者・管理者の氏名等を届け出ることが必要です。
- 所有者や管理者が変更となった場合も変更の届出が必要となります。
- 特定農業用ため池に指定されている池は、堤体の掘削等に許可が必要です。

→詳しくは次ページをご覧ください

ため池管理保全法について

本法律は、農業用ため池を適正に管理し保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、豪雨や地震時の決壊による被害を防止すること目的としています。

この法律では、農業用ため池が適正に管理されるために、ため池の所有者や管理者に下記事項が義務づけられています。

① ため池の適正管理の努力義務【法律第5条】

対象 全ての農業用ため池

内容 農業用ため池の所有者または管理者は、ため池の機能が十分発揮されるよう、適正な管理に努める必要があります。
また、大規模地震時や大雨特別警報後に、安全確保のため、施設の損傷等を把握し、市町村等へ報告する必要があります

② ため池の届出(変更・廃止・新規)【法律第4条】

対象 個人や民間の団体等で所有されている農業用ため池

内容 下記の場合は、大阪府に届出をする必要があります
・届出内容（所有者・管理者、住所地など）の変更
・ため池の廃止や移設等
※廃止とは：埋立てによる貯水機能の廃止・他目的への転用等

※詳細・様式等はこちら https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tameikesinpou/index.html

③ 形状変更など行為制限にかかる許可申請【法律第8条】

対象 特定農業用ため池

内容 特定農業用ため池に指定されたため池において、下記事項を行う場合は、事前に大阪府に申請し許可を受ける必要があります。
・堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
・水底の掘削
・岸の形状変更
・取水施設又は洪水吐（余水吐ともいう。）の変更又は廃止

※修繕や堆積土砂のしゅんせつの管理に係る行為や非常災害のため必要な応急措置等は除く

④ 防災工事の届出【法律第9条】

対象 特定農業用ため池

内容 防災工事等を行おうとする場合は、工事を行う30日前までに大阪府へ防災工事等の計画を届出する必要があります。

■用語の説明

「農業用ため池」

- 農業用水に使用され、堤体と取水設備があるため池

※現在は農業用水に使用されていなくても、過去農業用水として使用されていたため池も含まれます。ただし、現在、主に他用途に利用され、適正に管理されているため池は除きます。

「特定農業用ため池」

- 仮にため池が決壊した場合、その水害等により下流に被害を及ぼすおそれがあり、大阪府が指定した農業用ため池

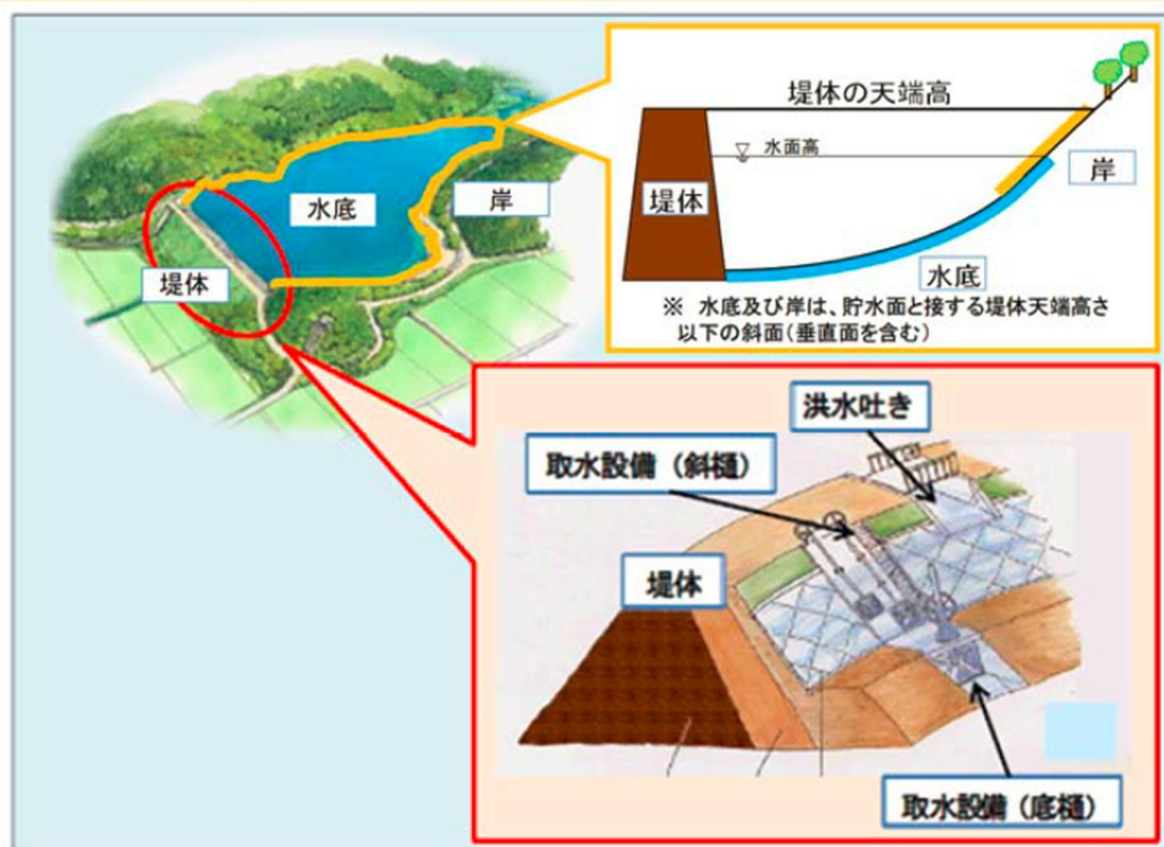
＜指定基準＞

- ①農業用ため池が決壊により浸水が想定される区域（当該農業用ため池の堤体天端の標高から判断して、決壊時の流水が及ぶと想定される範囲。以下「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未滿の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）が存する場合。
- ②貯水する容量が1,000 m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未滿の区域に住宅等が存する場合。
- ③貯水する容量が5,000 m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存する場合。
- ④地形状況、ため池上流域の土砂崩壊の危険性、下流の住宅等の状況等から指定の必要性が特に高いと認められる場合

「防災工事等」

- 農業用ため池の決壊を防止するために行う工事（廃止の工事も含む）

「ため池の行為制限の範囲のイメージ図」



こんなときは???

- Q** 自分の所有・管理しているため池が「特定農業用ため池」に指定されているかわからない
➡大阪府ホームページで、「特定農業用ため池」について確認ができます。
- Q** 「ため池を管理している水利組合の組合長が変更になった」、
「親が所有していたため池を相続した」などの場合、手続きは必要か
➡既に届出している内容に変更があった場合、変更の届出手続きを行う必要があります。
様式等は大阪府ホームページなどで確認できます。
- Q** ため池に漏水や陥没を発見したので見てほしい
➡最寄りの市町村もしくは大阪府、大阪府ため池サポートセンターまでご相談ください
- Q** ため池の管理・補修方法など技術的な内容について教えてほしい
➡大阪府ため池サポートセンターにご相談ください。
- Q** ため池を改修または廃止（利用しなくなる）したい。
➡国の補助が受けられるなど様々な制度が活用できます。
また、廃止に伴う届出など事前に手続きが必要となる場合がありますので、
最寄りの市町村もしくは大阪府、大阪府ため池サポートセンターまでご相談ください。

ため池に関する情報等

[農林水産省ホームページ]

農林水産省 ため池

検索

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/



QRコード

[大阪府環境農林水産部農政室整備課ホームページ]

大阪府農政室整備課

検索

(特定農業用ため池の指定に関すること)

http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tokuteitameike/index.html

(届出に関すること)

http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tameikesinpou/index.html

[大阪府ため池サポートセンター]

大阪府ため池サポートセンター

検索

https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tameike-ap/saposen.html